ひらめき☆ときめきサイエンス〜ようこそ大学の研究室へ〜KAKENHI 平成31年度 公募要領

I. 公募の内容

1. 趣旨·目的

ひらめき☆ときめきサイエンス〜ようこそ大学の研究室へ〜KAKENHI (以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。)は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興 を図ること

なお、本プログラムは、日本国内において主催するシンポジウム・学術講演会等で、青 少年や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普 及啓発しようとするものを対象とするものとした、科研費の「研究成果公開促進費」とし て実施し、科学研究費補助金を交付します。

2. 対象

次の項目を全て満たすプログラムを公募します。

- ① 科研費による研究に関わる基礎的な内容をより分かりやすく伝え、科学に興味深さや面白さを抱けるようなプログラムであること。
- ② 小学5・6年生、中学生及び高校生のいずれかが対象であること (対象が重複しても構いません。)。
- ③ 実施代表者(「3. 応募資格等」参照。)の所属する研究機関が主催するプログラムであること(学協会や自治体等、実施代表者の所属する研究機関とは別の組織が主催する行事の一部として実施するプログラムは対象としません。)。

3. 応募資格等

(1) 応募資格

本公募要領により応募することができる者は、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。) に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者のうち、過去又は平成30年度現在継続中の科研費の研究課題の研究代表者として研究を実施したことがある研究者及び当該研究者が所属する研究機関の長とします。

なお、「研究機関」としての要件については、11 頁2. (1)を参照してください。

(2) 実施体制

①研究機関の長(補助事業者)

以下のことを機関の組織的な取組として責任を持って行う者。

- ア プログラムを機関独自の取組として主催し、実施代表者と連携して確実に実施すること。
- イ 科研費の管理及び日本学術振興会(以下「本会」という。)への連絡調整、書類提出 等の事務手続きを行うこと。
- ウ プログラムの広報活動、受講生募集(「II. 13. 広報活動」参照)、その他プログラムの実施に関して、実施代表者と協力して行うこと。

なお、研究機関の長は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

②実施代表者 (補助事業者)

プログラムの企画・実施の中核を担い、責任を持って実施する研究者であり、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者のうち、過去又は平成30年度現在継続中の科研費の研究課題の研究代表者として研究を実施したことがある研究者。

(参考)「平成31年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領」抜粋

※ 科研費の応募資格

① 応募時点において、所属する研究機関(注)から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者 (有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。

また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること

- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること (研究の補助のみに従事している 場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)
- (注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(参考)研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成31年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

研究機関の長及び実施代表者(以下「実施代表者等」という。)は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たります。

③実施協力者

- ア プログラムの実施に協力をする者(外部講師、他機関研究者や大学院生・学部学生等を含む)。
- イ 実施協力者は、必ずしもe-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

4. 重複応募の制限

同一の研究機関から複数の課題の応募は可能であり、研究機関ごとの応募件数の制限は設けていません。ただし、1人の実施代表者が平成31年度公募において応募(受給)できるのは1件です。1人の実施代表者から複数の応募があった場合は、当該実施代表者からの応募は、全て審査の対象としません。なお、過去に実施したプログラムの実績を踏まえた応募も歓迎します。

5. 応募金額

- 50万円以下
 - ※応募金額を最大限尊重した配分を行う予定です。
 - ※交付は1万円単位で行う予定です。
 - ※応募金額の総額が10万円未満のものは公募の対象となりません。

6. 事業期間

1年

※開催時期:平成31年7月1日から平成32年3月31日までに実施

7. 対象となる経費

プログラム実施に必要となる、次に該当する経費に使用することができます。

- ア 消耗品費(事業開催に必要な消耗品を購入するための経費)
- イ 人件費・謝金 (事業開催への協力をする者のための経費 (打合せや広報活動等の ための旅費を含む))
- ウ その他(上記のほか本プログラムの遂行に係る経費(例:事務委託費、会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等】、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用、傷害保険料(実施日当日の事故・災害等に限る))

なお、次の経費は対象となりません。

- ア建物等の施設の購入に関する経費
- イ 実施代表者等の人件費・謝金(打合せや広報活動等のための旅費を除く)
- ウ 実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

8. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」(うち、I. 科学者の責務)や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」(特に、Section I 責任ある研究活動とは)の内容を理解し確認してください。

9. ひらめき☆ときめきサイエンスの実施について

(1) ひらめき☆ときめきサイエンスに関するルール

ひらめき☆ときめきサイエンスは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年規程第17号)」等の

適用を受けるものです。

(2) ひらめき☆ときめきサイエンスの適正な使用

ひらめき☆ときめきサイエンスは、国民の貴重な税金等でまかなわれていますので、効果的・ 効率的使用に努めてください。

また、実施代表者等には、法令及び使用ルール(補助条件)等に従い、適正に使用する義務が課せられます。

さらに、ひらめき☆ときめきサイエンスは、適正な使用に資する観点から、科研費の管理を 実施代表者が所属する研究機関が行うこととしています。研究機関には、経費管理・監査体制 を整備し、物品費の支出に当たっては購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、 科研費の適正な使用を確保する義務が課せられます。いわゆる「預け金」を防止するためには、 適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引 業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停 止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

実施代表者等においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上応募 してください。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、プログラムの実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

10. 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- ○「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
 - ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際 に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重 大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金 の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこ
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行 うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等 の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務 を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと
- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。 なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為

の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機 関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表します。

また、<u>科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む。)等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しない</u>こととします。

URL:http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin30_seido_ichiran.pdf

^{※ 「}科研費以外の競争的資金」について、平成31年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成30年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		1 0 年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利 益を得るための 私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
いてもいことはいれば		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
Ⅲ. 偽りその他不正な手段によ	_		
り科研費を受給した研究者及			5年
びそれに共謀した研究者			
Ⅳ. 不正使用に直接関与してい			する研究者の義務
ないが善管注意義務に違反し			違反の程度に応
た研究者			じ、上限2年、下
			限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 1. 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典:独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金) 取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立 行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号 に定める科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)を交付しない期間の扱いについて」)

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類		行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
	ア)	研究の当初から不正行為を行うこ。	とを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
不正行為に関与した者	イ) 不正行 当該論文等の責任著者(監修責任 為があった研 者、代表執筆者またはこれらの者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大き い、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5~7年	
	究に係る論文 等の著者 (上記	と同等の責任を負うと認定された 者) 当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若し くは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3~5年
	(工記 「ア)」を除 く)			2~3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者 ではない者 (上記「ア)」を除く)			2~3年

不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究 に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者または これらの者と同等の責任を負うと認定された者)

当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大き	0.04	
い、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2~3年	
当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若し	1~2年	
くは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1~2#	

- ※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。
- (出典:独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金) 取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取 扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」)
 - ② 他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当(独立 行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正事案の概要を提供することにより、他 府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。
 - ※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題(継続課題)へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。
 - ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。 また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任 者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同 様です。
 - ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成26年2月改正 文部科学大臣決定)及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。
 - ○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」 URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
 - ○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 <u>URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm</u>

(注) 最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

〇不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研 費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとして も、すべて不正使用に当たります。

〇不正受給

・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

〇研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

Ⅱ. プログラムの内容について

応募に当たっては、上記「1. 趣旨・目的」や「2. 対象」を踏まえ、以下の点に留意 し、「計画調書作成・記入要領」を参照の上、計画調書を作成してください。

1. プログラムの内容

受講生が将来に向けて、科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的 創造性を育む内容としてください。

研究者が科研費による独創的・先駆的な研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを講義、実験等を通じて分かりやすく語りかけ、また、研究者自身の歩み(研究を志した動機等)や人柄に間近に触れることにより、受講生が学問の素晴らしさや楽しさを感じることができるものになるよう心がけてください。

その際、プログラムの背景を確実に説明してください。ただし、座学(講義等)に偏り すぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら体験し考察でき るプログラムとしてください。

また、できる限り若手研究者、博士研究員、大学院生、学部学生及び外国人留学生等の協力を得て、昼食時間を含め受講生と積極的に交流できる場を設けてください。

2. プログラムが対象とする分野

受講生が申し込む際に参考として提示する情報です。計画調書においては、受講生が分かりやすい分野名を次の中から一つ又は二つ選択してください。また、プログラムに関連するキーワードがあれば記載してください。

「分野名〕

(人文、社会、歴史、地理、自然、地学、数学、物理、化学、生物、工学、農学、生活 医歯薬学、その他

3. 受講生

小学 $5 \cdot 6$ 年生、中学生及び高校生を対象とします。受講生の数は $20 \sim 40$ 名程度を目安としますが、プログラムの内容により増減は可能です。

内容に応じて学年を絞ってください。これまでの実施状況から、小学生、中学生、高校生に同時に講義・実験等を行うことは非常に困難であったため、プログラムの内容のレベルにあわせた対象者の学年設定を心がけてください。このため、例えば、中学生と高校生などを同時に対象とするような場合は、プログラムの効果が受講生の学年・理解度等に応じて十分達成されるような工夫を行ってください。

4. 過去の企画を踏まえたプログラムの立案

過去にひらめき☆ときめきサイエンスを実施した実施代表者が企画する場合は、前回の 反省点を踏まえ、プログラムの内容や広報活動における新たな工夫や改善を盛り込んだプログラムを立案するようにしてください。

5. 本プログラムと別の企画を同日に実施する場合

本プログラムを進路説明会、オープンキャンパスなど研究機関が別に企画する事業と同日に実施することは差し支えありません。ただし、プログラムの独自性が損なわれないよ

うに、本プログラムの受講生と研究機関が別に企画する事業の参加者とを明確に区別してください。また、ひらめき☆ときめきサイエンスの趣旨・目的に合致したプログラムにするとともに、受講生募集はオープンキャンパスなどとは別に、本プログラムとして独自に行ってください。

6. 安全配慮

受講生への安全配慮は最優先事項です。特に、実験、調査分析、施設見学に係る研究機関内外の移動等の際には、適切な人数の実施協力者を配置するなど、安全に十分配慮してください。

不慮の事故等、万一の場合に備えて、プログラム当日における、受講生及び実施に関わる者を対象とした傷害保険への加入も検討してください。保険料はプログラム経費の範囲内で支出することが可能です。

7. 人権の保護及び法令等の遵守への対応

プログラムを実施するに当たって、個人情報の取扱いへの配慮を必要とする実験、安全 対策を必要とする実験、動物を取り扱う実験、その他参加者や保護者の同意・協力を必要 とする実験等を含む場合は、関連する法令や当該研究分野における基準等に基づいて、ま た、倫理委員会等による承認等の手続を必要とする実験等については、その手続を行った 上で、実施してください。

8. 生物を取り扱う実験について

<u>昆虫や植物等の採集及び標本の作製や、実験動物の観察など、生物を使用するプログラ</u>ムについては、以下の点を遵守した上で、実施してください。

- ① 飼育(栽培)・増殖された個体を用いることが可能であればそのようにし、野生個体を用いる必要がある場合は環境影響を最小限にするように工夫してください。
- ② 本プログラムは動物実験の必要性を訴える機会ではありません。やむを得ずマウス などの実験動物を用いる場合は、代替法が存在しないことを確認のうえ、次のことを 遵守してください。
 - i 各機関の動物実験関係規定に従って動物実験計画書を提出し、許可を得てください。
 - ii プログラムの中で受講生に各機関の動物実験関係規定に従った講習を受けさせてください。
 - iii動物の苦痛低減や使用個体数の最少化などを心がけ、動物愛護に十分配慮して実施してください。

9. 配付資料

実施の際にはレジュメや資料等を配付してください。なお、レジュメや資料等は、市販の図書やその一部をそのまま配付するのではなく、受講生の学年・理解度等を考慮し、分かりやすく作成してください。

10. 科研費の説明

科研費による研究の意義などについて、開講式等において、実施代表者が受講生に対し、 本プログラムとの関係を踏まえて、分かりやすく説明してください。

11. 未来博士号授与

プログラムの修了証書として未来博士号(名称変更可能)の授与を任意で行ってください。様式は本会ホームページに掲載しますので適宜活用してください。

(URL: https://www.jsps.go.jp/hirameki/index.html)

12. 受講希望者への対応

① 申込み及び問い合わせへの対応

受講希望者からの電話、FAX、郵送、メール、本会ホームページにおける WEB 申込みシステム等による受講申込み及び内容の問い合わせについては、研究機関が対応してください。なお、受講希望者は保護者の同意を得ることとします。

小学生が受講する場合は、できる限り保護者又は学校等の関係者が送迎するよう依頼してください。

※ 参観・見学等について

広報等に資する観点から、受講生の在学する学校に限らず近隣の学校も含め、 学校教員の参観・見学を推奨していますので、参観・見学を促す工夫を行い、積極 的に受け入れてください。

また、受講生の保護者・家族等の参観・見学を受け入れることもできます。 さらに、プログラムの内容によっては、保護者・家族等が参加することも可能 としますが、その際、受講生の自発的で積極的な活動を妨げることや、受講生の 実験等に不都合が生じないよう留意してください。

② 選考·通知

受講生の選考は、実施代表者が中心となって行い、受講希望者には事前に十分余裕をもって(遅くともプログラムの10日前までに)受講の可否、プログラムの詳細等を通知してください。

なお、受講生の選定はどのような方法(先着順・抽選等)で行っても構いません。 ただし、特定の学校の応募者に偏って選定することがないように配慮してください。

13. 広報活動

本会は事業全体としての広報はしますが、プログラムごとに個別に広報は行いません。 実施するプログラムの広報は、研究機関の組織的な取組が非常に重要ですので、関係各位 が連携して効果的な広報活動を行ってください。

受講生募集については、交付内定日以降から開始することができます。この時より、地域の広報紙や新聞、テレビなどメディアの協力もできる限り得て、積極的に広報活動を行ってください。

地域や分野にもよりますが、教育委員会や学校への広報については、時間的余裕をもって教育委員会の指導主事(例えば高校、理科担当)の先生に相談することも有効です。

なお、各研究機関のホームページには開催案内を掲載してください。また、本会ホームページへのリンクも併せて掲載してください。

(URL: https://www.jsps.go.jp/hirameki/index.html)

14. その他企画立案にあたっての具体的な留意事項

実施場所

実施場所については、大学の構内や研究室、研究の対象となるフィールドなど研究

の雰囲気を味わえる工夫をしてください。一般の文化施設などのみで行うことは好ま しくありません。

② 開催予定日

小学生、中学生、高校生が参加しやすい日(例:夏休み、冬休みの長期休暇中、土曜日、日曜日、祝日)とするとともに、受講生が参加しやすいよう開催日はなるべくまとめて実施してください。

また、研究機関近隣の学校の行事予定等を十分に確認した上で設定してください。

③ プログラム名

対象となる受講生に合わせた、具体的な内容がイメージできる分かりやすい魅力的 な名称としてください。

④ プログラム当日のスケジュール

講義時間は連続して45分を超えないように配慮し、質疑応答の時間及び休憩時間 を十分に設けてください。

また、「科研費の説明」の時間を設けてください。

⑤ 過去の実施プログラムの事例紹介

本会の「ひらめき☆ときめきサイエンス」のホームページで、過去に実施されたプログラムの事例を紹介しているので、企画立案の参考としてください。

(URL: https://www.jsps.go.jp/hirameki/kako_jisshi_list.html)

Ⅲ. その他

1. プログラムの情報発信

社会への情報発信の観点から、実施内容等を本会のホームページ上で公開します。 そのため、研究機関及び実施代表者においては、本会が機関の同意を得てプログラムの 内容、実施の様子を撮影した写真等を利用することがありますので、あらかじめご了承く ださい。また、受講生等にはその旨伝達し、事前に了承を得るなど適切な対応をお願いし ます。

2. 研究機関の手続

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。 ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条 では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関(注)

という4類型が定められています。

(注) 1)から 3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣 の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成 課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行 為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、**研究機関は、以下** の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。

く要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 「実施代表者」としての要件の確認

実施代表者は、次の①及び②を満たし、過去又は平成30年度現在継続中の科研費の研究課題の研究代表者に限られますので研究機関において十分に確認をする必要があります。

① 応募時点において、所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属 する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない

また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。) であること イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること (研究の補助のみに従事している場合は除く。)

- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を 行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成31年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)

実施代表者は、研究機関を通じて本会へ応募書類を提出する際に、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録(更新)は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています(既に登録されている者であっても登録内容 (「所属」、「職」等) に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。)。

具体的な登録方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル(研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用)」を確認してください。

なお、e-Rad による研究者情報の登録については、登録期間(期限)を設けていませんので、随時可能となっています。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づ く「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定)(以下、「公的研究費ガイドライン」という。)の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。

したがって、平成31年度科研費の新規事業課題に応募する研究機関(既に科研費の継続課題がある研究機関を含む。)については、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成31年2月21日(木)までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。 提出がない場合には、応募が認められませんので注意してください。

平成30年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」様式ファイルについて」(http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)で確認してください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の I D・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(公的研究費ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話:0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間:9:00~18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

URL: http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

(e-Rad の利用可能時間)

(月~日) 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

応募する研究機関については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)(以下、「不正行為ガイドライン」という。)を参考に、関連する規程等を定める必要があります。

また、科研費の応募に当たっては、平成29年度公募より、科研費に応募する研究機関については、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下、「取組状況チェックリスト」という。)を提出することが必要となりました。そのため、「平成31年度科研費の新規事業課題に応募する研究機関」については、「取組状況チェックリスト」を平成31年2月21日(木)までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出してください。提出がない場合には、応募が認められませんので注意してください。

※「取組状況チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

なお、平成30年3月23日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Rad を使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Rad を使用した取組状況チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「(事務連絡)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(平成30年度版)の提出について(依頼)(平成30年3月23日)」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1405816.htm) で確認してください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(不正行為ガイドラインの様式・提出等について)

※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術·学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

E-mail: kiban@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話:0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間:9:00~18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

URL: http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月~日) 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

Ⅳ. 応募方法

1. 応募書類

(1) 実施代表者が作成する書類

実施代表者は、「① 平成31年度計画調書」を作成するに当たり、「(1)計画調書」(ワードファイル)及び「(2)計画調書(経費明細)」(エクセルファイル)を1部ずつ作成し、所属する研究機関に提出してください。 平成31年度公募では様式を変更しておりますので注意してください。

(2) 研究機関が作成する書類

研究機関は、実施代表者から提出された「(1)計画調書」(ワードファイル)及び「(2)計画調書(経費明細)」(エクセルファイル)をそれぞれPDFにし、(1)と(2)のPDFを統合してください。

また、全ての実施代表者の計画調書を取りまとめた上で「② 平成31年度応募書類の 提出について」を作成してください。

(3) 提出する書類

応募書類は本会の「ひらめき☆ときめきサイエンス」のホームページからダウンロードしてください。(URL: https://www.jsps.go.jp/hirameki/boshu.html)

- ① 平成31年度計画調書(実施代表者が作成し、研究機関がPDFに統合)
- ※ 計画調書は(1)計画調書(ワードファイル)と(2)計画調書(経費の明細)(エ

クセルファイル)で構成されます。研究機関は(1)と(2)をそれぞれPDFにし、(1)と(2)のPDFを統合してください。(実施代表者ごとに1つのPDFを作成してください。) 統合したPDFのファイル名は「(5桁の機関番号)・(機関名)・(実施代表者名)」としてください。

(例:「12345・麹町大学・四ッ谷一郎.pdf」)

② 平成31年度応募書類の提出について(研究機関が作成)

※ 作成した「応募書類の提出について」のファイル名は「(5桁の機関番号)・(機関名)・応募書類の提出について」としてください。

(例:「12345・麹町大学・応募書類の提出について.xls」)

2. 提出方法

研究機関は全ての実施代表者から提出された計画調書のPDFファイル及び研究機関で作成した「応募書類の提出について」のエクセルファイルをZIPファイルに格納し、本会に送信してください。ZIPファイル名は「(5桁の機関番号)・(機関名)」としてください。

(例:「12345・麹町大学. zip」)

受信後5日以内(休日・祝日を除く)に受信確認のメールを研究機関に送信します。受信確認メールが届かない場合は、「VI. 問合せ先(1)」に連絡してください。

E-mail: 平成31年2月21日(木)午後4時30分(期限厳守)

- ※ 提出先メールアドレス: hirameki@jsps.go.jp
- ※ E-mail での提出の際の件名の付け方 「【(5桁の機関番号)・(機関名)】計画調書提出」としてください。
- ※ 上記の期限より後に受信した E-mail は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)してください。

【留意事項】

応募書類の取りまとめ、提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 当該年度の所定の様式であることを必ず確認してください。
- ② 計画調書 (ワードファイル) と計画調書 (経費の明細) (エクセルファイル) が PD Fに変換され、1つの PD Fファイルに統合されているか必ず確認してください。
- ③ <u>応募書類の提出は1回に限ります。</u>なお、研究機関が取りまとめた際に、応募件数が多いことにより、応募書類を分割して送信する場合については、全てを同時に提出するとともに、その件数が分かるようにしてください。(本会は7MB以内の添付ファイルを受信することが可能です。)
- ④ 応募書類の送信後に、応募書類の訂正、再提出等を行うことはできません。

V. 審査方法と審査結果通知

1. 審査方法

提出された応募書類(計画調書)に基づき審査されます。なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返却しません。

2. 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。 (5月上旬予定)
- ② 採択されなかった課題の実施代表者に対しては、審査結果の所見を開示します。 また、採択された実施代表者に対しても必要に応じて審査結果の所見を開示します。(5月上旬予定)

W. 問合せ先

この公募に関する問合せは、下記宛てに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること:

∓102−0083

東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課

電話 03-3263-1699

FAX 03-3263-1716

- (2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の利用に関すること:
 - ・e-Rad ヘルプデスク

電話:0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間:9:00~18:00

- ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く
- ※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合 電話:03-5625-3961

<留意事項>

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト

(URL: http://www.e-rad.go.jp) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

(月~日) 0:00~24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること:

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

電話:03-6734-4014

(4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取 組状況に係るチェックリスト」に関すること: 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室 電話:03-5253-4111 (内線:3874,3873,4028)